



第24期定時株主総会 招集ご通知

■開催概要

<日時>

2024年2月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

<場所>

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

■Contents

招集ご通知	1
第24期事業報告	6
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告	24
株主総会参考書類	
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 監査役1名選任の件	31

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/2471/>



株式会社エスプール

証券コード 2471

株主各位

証券コード 2471
2024年2月13日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

株式会社 エスプール

代表取締役会長兼社長 **浦上 壮平**

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.spool.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスプール」又は「コード」に当社証券コード「2471」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページ～5ページに記載のご案内に従って2024年2月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2024年2月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項 1. 第24期（2022年12月1日から2023年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第24期（2022年12月1日から2023年11月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件</p>
<p>4 招集にあたっての 決定事項</p>	<p>議決権の行使については、4ページ～5ページに記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。</p> <p>(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記「交付書面省略事項」に掲げる事項を除いております。

交付書面省略事項：

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項」のうちの「(12) 主要な営業所」「(13) 従業員の状況」「(14) 主要な借入先の状況」「(15) その他企業集団の現況に関する事項」「2. 会社の株式に関する事項」「3. 会社の新株予約権等に関する事項」「7. 会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役（監査等委員会、監査委員会）が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 株主総会当日までの感染症拡大の状況等により、株主総会の開催に関して、大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにて、ご通知させていただきます。
- 株主総会会場においては、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。また、発熱（37.5度以上）、咳等の症状により、感染が疑われる場合は、ご入場をお断りする場合がございます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年2月28日(水曜日)
午前10時



書面により議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年2月27日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等により議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使
期限

2024年2月27日(火曜日)
午後6時完了分まで

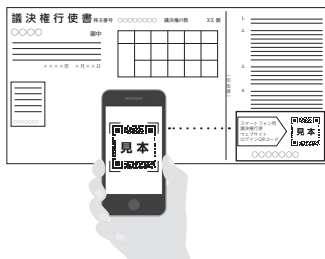
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

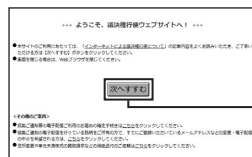
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

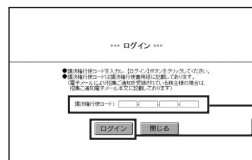
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第24期事業報告 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限の緩和を受け、消費活動に回復の兆しが見え始めました。一方で、ウクライナ情勢の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰による物価上昇の広がり、世界的な金融引締め等による景気後退リスクなど、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

そのような中、当社グループは、社会的価値と経済的価値創出の両立を経営の基本方針として、社会貢献性が高く、付加価値の高い事業を複数展開するポートフォリオ経営を推進してまいりました。ビジネスソリューション事業においては、主力の障がい者雇用支援サービスや急成長中の環境経営支援サービスなど、ほぼ全てのサービスが増収となり、売上は堅調な伸びとなりましたが、利益面については、先行投資の影響等により小幅な増加にとどまりました。人材派遣サービスを主力とする人材ソリューション事業においては、インバウンド関連に注力した販売支援業務の売上回復は進んだものの、コールセンター業務のコロナ関連の売上減少の影響が大きく、大幅な減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は25,784百万円（前連結会計年度比3.3%減）、営業利益は2,616百万円（前連結会計年度比15.4%減）、経常利益は2,684百万円（前連結会計年度比13.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,026百万円（前連結会計年度比12.0%増）となりました。

事業別概況

当連結会計年度のセグメント業績（セグメント間内部取引消去前）は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度		
	売上高 (百万円)	前期比 (%)	構成比 (%)
報告セグメント	25,866	△3.4	100.3
ビジネスソリューション事業	12,555	23.1	48.7
人材ソリューション事業	13,310	△19.7	51.6
調整額	△82	—	△0.3
合 計	25,784	△3.3	100.0

(ビジネスソリューション事業)

[事業概要]

ビジネスソリューション事業では、シニアや障がい者など潜在労働力の活用を支援するサービスや、企業の業務の一部を受託するアウトソーシングサービスを提供しています。前者においては、株式会社エスプールプラスが、障がい者の就労に適した農園を企業に貸し出し、主に知的障がい者の採用・教育から定着までを支援するサービスを行っています。株式会社エスプールでは、様々な経験やノウハウを有するシニアを企業の経営課題や業務課題の解決に役立てるサービスを提供しています。

後者のアウトソーシングサービスでは、株式会社エスプールロジスティクスが、通販商品の発送を代行する物流サービスを行っています。株式会社エスプールリンクは、アルバイトやパートの採用業務の一部を代行するサービスを提供しており、株式会社エスプールセールスサポートでは、対面型の会員獲得業務や販売促進業務を行っています。ブルードットグリーン株式会社は、温室効果ガス（GHG）排出量の算定や環境情報の開示に関するコンサルティング、カーボンオフセット仲介など、企業の環境経営を支援するサービスを提供しています。株式会社エスプールグローバルでは、複数の自治体の行政業務を一括で受託する広域行政BPOサービスを行っています。

[当連結会計年度の経営成績]

障がい者雇用支援サービスについては、法定雇用率の引き上げを2024年4月に控え、営業活動が活発になりました。類似サービスが増える中で、法令順守をはじめとした適正なサービス提供を重視する機運が追い風となっており、第4四半期の新規受注は過去最高となりました。設備販売に関しても、第4四半期は過去2番目となり、通期計画を上回ることができました。ロジスティクスアウトソーシングサービスにおいては、売上高は計画通りとなりましたが、利益面に関しては2023年7月に新設した流山センターの開設費用に加え、安定稼働に想定よりも時間と費用を要したため減益となりました。採用支援サービスについては、コロナ禍からの需要回復に加え、サービス業を中心とした人手不足感の強まりが大きな追い風となり、売上高は過去最高となりました。広域行政BPOサービスにおいては、営業活動がすでに来年度以降の案件が中心となっていることから、直近の案件の積み上げはなく、当第4四半期の売上高は第3四半期と同水準で推移しました。通期の売上高は前期から約5割増となりましたが、営業活動の遅れ等により新センターの稼働率が計画を大きく下回り、わずかながら営業損失が発生しました。環境経営支援サービスについては、ESG・サステナビリティへの社会的な意識の高まりを背景に企業の環境対応の取り組みが加速しており、環境情報開示に関連したコンサルティングサービスが大幅な伸びとなりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は12,555百万円（前連結会計年度比23.1%増）、営業利益は2,981百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。

(人材ソリューション事業)

[事業概要]

人材ソリューション事業は、人材派遣サービスを主力とする株式会社エスプールヒューマンソリューションズが提供するサービスで、コールセンター等のオフィスサポート業務とスマートフォンや家電製品等の店頭販売支援業務、ホテル業など接客業務に関する人材サービスを展開しています。サービスの特徴は、フィールドコンサルタント（FC）と呼ばれる同社の従業員と派遣スタッフをチームで派遣する「グループ型派遣」の形態を採用している点になります。派遣先に常駐するFCが派遣スタッフを現場で手厚くフォローすることで、未経験者を短期間で育成できるだけでなく定着率の向上にもつながり、顧客満足度の向上とシェア拡大につながっています。

[当連結会計年度の経営成績]

主力のコールセンター向けの人材派遣サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症に関連したスポット案件が終了したことにより、大幅な減収となりました。関連業務の終了はほぼ一巡し、第4四半期には売上減少によりやく歯止めがかかりつつある状況がみられましたが、新規案件に対する需要が弱く本格回復には至りませんでした。販売支援業務については、通信キャリア関連の人材派遣ニーズの回復が依然として遅れているため、人手不足が深刻となっているインバウンド関連の営業に注力しました。この取り組みにより、ホテルや空港関連の案件の獲得が進み、回復に転じることができました。

その結果、当連結会計年度の売上高は13,310百万円（前連結会計年度比19.7%減）、営業利益は1,257百万円（前連結会計年度比24.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4,496百万円で、その主なものは、株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスの農園建設費用であります。

セグメントごとに示すと、次のとおりになります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
ビジネスソリューション事業	4,466
人材ソリューション事業	30
全社	—
合 計	4,496

ビジネスソリューション事業の設備投資4,466百万円のうち、障がい者雇用支援サービスの農園の増新設に係る設備費用は4,018百万円となっております。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループでは、次の10年の成長を見据えた新たな事業戦略を推し進めてまいります。当社グループの中でも、優良な顧客基盤を有し、高い成長が期待できる「障がい者雇用支援サービス」、「環境経営支援サービス」、「広域行政BPOサービス」を重点注力分野としてまいります。それぞれの分野では、既存サービスの深化によるオーガニック成長に加え、新規事業開発やM&Aを通じて事業領域を拡大していくことで新たな成長を追求してまいります。障がい者雇用支援サービスについては、これまでの農園型のサービスに加え、障がい者の特性に合わせて多様な働き方を可能とするサービスの開発にも取り組んでまいります。環境経営支援サービスでは、環境分野のコンサルティングメニューの拡充に加え、ISSBやESG評価対応の支援など、事業領域をサステナビリティ全般に広げてまいります。広域行政BPOサービスにおいては、地方自治体ネットワークを活用し、事業承継や行政Maas、移住・定住など地方創生をテーマにしたサービスの開発に取り組んでまいります。

現状・今後の経営環境を踏まえ、以下、当社グループが中長期観点から対処すべき課題を記載します。

① 既存事業の継続的な発展

当社グループは、持続的な成長を実現するには安定的な収益基盤を構築することが重要であると考えております。その根幹となる既存事業においては、現在の事業領域で継続的な収益を確保しつつ、派生事業の開発に取り組むことで収益構造の多様化を進めてまいります。また、長期的視点での成長を確実なものとするために、既存サービスの継続的な改善及び高付加価値化によって競争優位性を着実に高め、お客様との強固な関係の構築に取り組んでまいります。

② 主力事業への依存度の軽減

当社グループの営業利益の構成比は、障がい者雇用支援サービスと人材派遣サービスの主力2事業で88.6%を占めております。環境変化等により主力事業の収益が悪化した場合には、業績に大きな影響を与える可能性があることから、新たな収益の柱の構築が必要であると認識しております。具体的には、ロジスティクスアウトソーシングサービスをはじめとした既存事業のより一層の推進を図るとともに、市場拡大が期待できる自治体向けのBPOサービス領域や環境ビジネス領域など新たな事業領域での成長機会の獲得を目指してまいります。

③ 優秀な人材の採用・育成

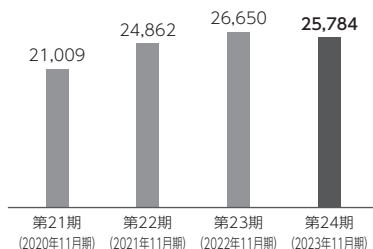
「社員の成長が会社の成長につながる」という方針のもと、当社グループのビジョンに共鳴する優秀な人材を採用し育成していくことが重要であると考えております。社会変化や課題を敏感に察知し、主体的に解決に取り組むことのできる人材を積極的に採用していくために、社会的意義のある事業（ソーシャルビジネス）のより一層の推進はもとより、若手を中心とした次世代リーダーの育成にも注力してまいります。

④ 多様な人材の活躍促進

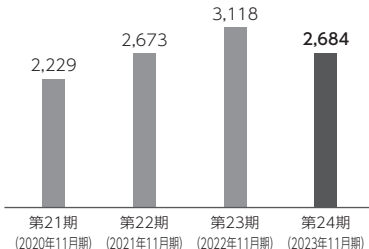
多様な人材が高い意欲を持ち長期的に活躍できる環境を構築することが企業の競争力を高める上で重要であると考えております。そのためにキャリアチャレンジ制度やカンパニー制など社員の挑戦を後押しする制度や、従業員持株会の奨励金100%付与（積立金額に対して同額の奨励金を会社から支給）や保健室を中心とした健康経営の推進など、長期的に安心して働くことができる仕組みの導入など、環境整備に注力しております。

(9) 財産及び損益の状況

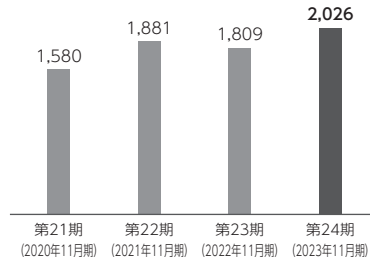
売上高 (単位：百万円)



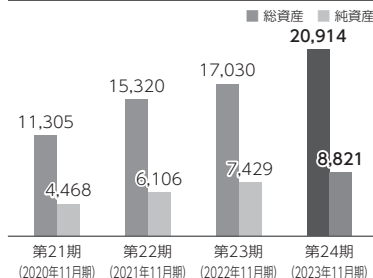
経常利益 (単位：百万円)



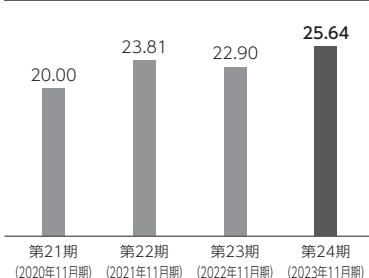
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



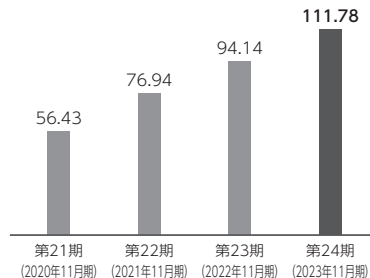
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第21期 (2020年11月期)	第22期 (2021年11月期)	第23期 (2022年11月期)	第24期 (当連結会計年度 2023年11月期)
売上高	(百万円)	21,009	24,862	26,650	25,784
経常利益	(百万円)	2,229	2,673	3,118	2,684
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,580	1,881	1,809	2,026
1株当たり当期純利益	(円)	20.00	23.81	22.90	25.64
総資産	(百万円)	11,305	15,320	17,030	20,914
純資産	(百万円)	4,468	6,106	7,429	8,821
1株当たり純資産額	(円)	56.43	76.94	94.14	111.78

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)エスプールヒューマンソリューションズ	151	100.0	人材派遣、人材紹介
(株)エスプールプラス	105	100.0	障がい者雇用支援
(株)エスプールロジスティクス	30	100.0	ロジスティクスアウトソーシング
(株)エスプールセールスサポート	10	100.0	セールスサポート
(株)エスプールリンク	10	100.0	採用支援
(株)エスプールグローバル	10	100.0	広域行政BPOサービス
ブルードットグリーン(株)	10	100.0	環境経営支援

(11) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

事業部門	事業内容
ビジネスソリューション事業	ロジスティクスアウトソーシング、障がい者雇用支援、プロフェッショナル人材活用サービス、採用支援、セールスサポート、環境経営支援、広域行政BPOサービス
人材ソリューション事業	人材アウトソーシング／人材派遣サービス

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年11月30日現在)

取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況
代表取締役 会長兼社長	浦上壮平	株式会社エスプールヒューマンソリューションズ 代表取締役 株式会社エスプールプラス 代表取締役 株式会社エスプールロジスティクス 代表取締役 株式会社エスプールセールスサポート 代表取締役 株式会社エスプールリンク 代表取締役 ブルードットグリーン株式会社 代表取締役 株式会社エスプールグローバル 代表取締役	17/17回 (100%)
取締役	佐藤英朗	管理本部担当	17/17回 (100%)
取締役	荒井 直	社長室・子会社担当	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	赤浦 徹	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	宮沢奈央	弁護士 T F R 法律事務所	17/17回 (100%)
社外 独立 取締役	仲井一彦	公認会計士 仲井一彦公認会計士事務所	17/17回 (100%)

監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
社外 独立 常勤監査役	徐 進		17/17回 (100%)	13/13回 (100%)
社外 独立 監査役	畑中 裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社 代表取締役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)
社外 独立 監査役	吉岡 勇	社会保険労務士 ヨシオカ人事研究所	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)

(注) 当社と、インキュベイトファンド株式会社、T F R 法律事務所、仲井一彦公認会計士事務所、エムアンドシーコンサルティング株式会社、ヨシオカ人事研究所との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行取締役等でない各取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役浦上壮平、佐藤英朗、荒井直、赤浦徹、宮沢奈央、仲井一彦、監査役徐進、畑中裕及び吉岡勇との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償するものです。ただし、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなどの適正性確保措置があります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の①取締役、②監査役、③管理職従業員（役員と共同被告となった場合その他一定の場合には管理職以外の従業員を含みます）、④上記①から③の者ととも損害賠償請求された場合の当該請求された者の配偶者、及び⑤上記①から③の者の法定相続人が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	96	96	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	31	31	—	6
(うち社外取締役)	(10)	(10)	—	(3)
(うち社外監査役)	(20)	(20)	—	(3)

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(取締役)

取締役のうち、業務執行取締役の報酬は固定報酬と業績連動賞与で構成され、その金額の算定方法についての内規を定めております。非業務執行取締役は、その職務の性質上、固定報酬のみとしております。

業務執行取締役の固定報酬額については、年度決算が確定した後の定時取締役会において、各人の職務内容、能力、経歴、年数に、企業価値の増減、株主還元施策、売上及び利益の増加、新規事業の育成、人材育成及び組織開発の進展度といった前期実績を反映させ、当期の各人ごとの固定報酬額を代表取締役が起案し、非業務執行の取締役、監査役も含めて取締役会において協議して決定しております。

業績連動賞与の金額は、連結経常利益の増加の10%または連結経常利益の3%を目安として算出し、定時株主総会の承認を条件として支給しております。各人への配分は原則固定報酬額比例としております。業績連動賞与の指標に連結経常利益を選択した理由は、中期的に当社グループが成長期にあり、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするため、及びなるべくシンプルで分かりやすい仕組みにするためであります。

当事業年度の連結経常利益の3%は80百万円ではありますが、連結経常利益は前連結会計年度比で減少であったため、当事業年度の業績連動賞与の支給は行わないことといたしました。なお、決定に関する方針は、2021年1月15日開催の取締役会にて決定しております。

(監査役)

監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという職務の特性から、固定報酬のみとしております。その報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2018年2月27日開催の株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は6名（うち社外取締役3名）です。

また、2003年9月11日開催の株主総会において、監査役の報酬額は月額2百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は3名（うち社外監査役3名）です。

なお、役員員の員数は定款に、取締役は9名以内、監査役は5名以内と定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における報酬等の額は、2023年2月22日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

(社外取締役)

赤浦徹氏は、インキュベイトキャピタルパートナーズの代表者として、企業投資に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、誠実な人格を兼ね備えております。長年にわたる企業の取締役等の経験から、取締役会における適切な意思決定等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、重要な経営方針や事業に関する助言を積極的に行うとともに、客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

宮沢奈央氏は、弁護士として法務全般に関し高度な専門的知識と経験を有しており、専門家としての経験及び実績を活かして職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、会社の透明性・客観性の向上及び監督機能の強化に貢献するとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

仲井一彦氏は、公認会計士としての実績や上場企業の社外役員としての豊富な経験及び専門家としての広範な見識を有しており、その豊富な経験と実績を活かした適切な意思決定及び監督機能の強化等の職務を遂行できるものと判断しております。

主な活動状況として、経営課題や事業のリスク管理等に関して有益な助言を行うとともに、専門家として客観的・独立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社が期待する役割を十分に果たしております。

引き続き、これまでの経験及び実績を活かし、経営全般の監督及び意思決定に有効な助言・指導等をしていただくことを期待しております。

(社外監査役)

徐進氏は、常勤監査役として社内管理体制の強化及び監査役会統括のために就任しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

畑中裕氏は、経営コンサルタントとしての実績や他社の経営者としての豊富な経験があり、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

吉岡勇氏は、社会保険労務士としての人事・労務に関する豊富な専門的知見を有しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(利害関係)

社外取締役赤浦徹氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外取締役仲井一彦氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

社外監査役徐進氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。また、社外監査役畑中裕氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間には特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役赤浦徹氏及び社外監査役徐進氏は、当社の株主であり、当社株式の売買に関しては当社取締役と同様に、当社へ事前申請し、承認を取得することで合意しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記を除き、記載すべき人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、当社では、すべての社外取締役及び社外監査役について、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。

(2) 社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方

社外取締役及び社外監査役はいずれも、親会社又は他の関係会社の出身者でなく、当該会社の主要株主でもありません。また、当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でなく、当社の子会社から役員としての報酬等その他財産上の利益を受けている者でもありません。よって社外取締役及び社外監査役はいずれも独立性の確保ができているものと考えます。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針は特段定めておりませんが、当社との人的関係、資本的関係等の特別な利害関係がなく、高い知見に基づき当社の経営監視ができること等を個別に判断し、選任しております。

(3) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会その他会議に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて意見を述べること等により、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。

社外監査役は、取締役会や監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額については、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,270
現金及び預金	3,378
売掛金	3,207
商品	199
その他	505
貸倒引当金	△21
固定資産	13,643
有形固定資産	12,251
建物及び構築物	11,083
車両運搬具	281
土地	55
建設仮勘定	498
その他	332
無形固定資産	130
ソフトウェア	130
その他	0
投資その他の資産	1,262
投資有価証券	11
敷金及び保証金	1,043
繰延税金資産	207
資産合計	20,914

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,529
買掛金	297
短期借入金	3,801
1年内返済予定の長期借入金	715
未払金	385
未払法人税等	461
未払消費税等	76
未払費用	1,369
賞与引当金	124
その他	297
固定負債	4,563
長期借入金	3,000
資産除去債務	1,548
その他	13
負債合計	12,093
純資産の部	
株主資本	8,831
資本金	372
資本剰余金	246
利益剰余金	8,213
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	△0
為替換算調整勘定	△0
非支配株主持分	△9
純資産合計	8,821
負債及び純資産合計	20,914

連結損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	25,784
売上原価	16,945
売上総利益	8,838
販売費及び一般管理費	6,222
営業利益	2,616
営業外収益	121
受取利息	0
助成金収入	119
その他	2
営業外費用	53
支払利息	38
支払手数料	0
貸倒引当金繰入額	14
その他	0
経常利益	2,684
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	43
固定資産除却損	13
投資有価証券評価損	29
税金等調整前当期純利益	2,641
法人税、住民税及び事業税	920
法人税等調整額	△303
当期純利益	2,024
非支配株主に帰属する当期純損失	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,026

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2023年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,722
現金及び預金	431
売掛金	638
前払費用	169
関係会社短期貸付金	5,214
立替金	2,286
未収入金	0
貸倒引当金	△17
固定資産	1,505
有形固定資産	46
建物及び構築物	20
工具、器具及び備品	25
その他	0
無形固定資産	17
ソフトウェア	17
その他	0
投資その他の資産	1,442
投資有価証券	11
関係会社株式	546
繰延税金資産	11
敷金及び保証金	871
資産合計	10,228

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,030
買掛金	46
短期借入金	4,286
リース債務	0
1年内返済予定の長期借入金	228
未払金	169
未払費用	184
未払法人税等	18
未払消費税等	27
預り金	29
賞与引当金	19
その他	19
固定負債	3,000
長期借入金	3,000
負債合計	8,031
純資産の部	
株主資本	2,197
資本金	372
資本剰余金	222
資本準備金	222
利益剰余金	1,603
その他利益剰余金	1,603
繰越利益剰余金	1,603
自己株式	△0
純資産合計	2,197
負債及び純資産合計	10,228

損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	2,249
売上原価	239
売上総利益	2,010
販売費及び一般管理費	2,071
営業損失	61
営業外収益	1,298
受取利息	95
受取配当金	1,201
その他	1
営業外費用	49
支払利息	35
貸倒引当金繰入額	14
その他	0
経常利益	1,187
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	52
固定資産除却損	3
投資有価証券評価損	49
税引前当期純利益	1,134
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	10
当期純利益	1,112

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月16日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 本間 洋一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 竹原 玄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスプールの2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスプール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月16日

株式会社エスプール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 本間 洋一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 竹原 玄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスプールの2022年12月1日から2023年11月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月17日

株式会社エスプール 監査役会

常勤監査役（社外監査役）徐 進 ㊟

監査役（社外監査役）畑中 裕 ㊟

監査役（社外監査役）吉岡 勇 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上と、それを通じた株主還元積極的に取り組んでまいります。配当につきましては、成長のための事業投資を最優先とします。その上で、資本効率や財務基盤の強化を勘案し、安定的、かつ、持続的に株主還元の向上に努めてまいります。具体的には、2025年11月期までに連結配当性向を30%以上とすることを目標に、安定的な株主還元を努めてまいります。なお、単年度においては、連結配当性向が60%を超えない限り減配はしないこととします。

第24期の期末配当につきましては、前述の配当方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 10.0円 配当総額 790,036,450円 (配当の原資 利益剰余金)
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年2月29日

第2号議案**監査役1名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査役吉岡勇氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任	やました のぼる 山下 登 (1960年7月5日)	1985年10月 松が谷子ども会館（現松が谷子ども・若者育成支援センター）入職 1991年10月 八王子保健生活協同組合入職 1996年1月 社会保険労務士登録 2020年8月 みなみ野社会保険労務士事務所開設（現任） （重要な兼職の状況） なし	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社の株式数は2023年11月30日現在のものです。
3. 社外監査役候補者とした理由
 山下登氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、協同組合において長きにわたり人事・労務業務に従事してきたほか、社会保険労務士として、企業の労働環境の整備・改善に関する助言等の実務経験を積んでおり、これら専門知識と豊富な経験を当社における監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
4. 同氏の選任が承認された場合、当社と同氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円または法令が定める金額のいずれか高い額となります。
5. 同氏の選任が承認された場合、当社と同氏は会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社の承諾なくして和解した場合の和解金は補償されないなど、一定の場合には補償の対象としないこととしております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。同氏が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には同様の内容で当該保険契約を更新する予定です。
7. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

以上

<ご参考> 株主総会後の役員のスキルマトリクス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、各役員の専門性と経験は次のとおりとなります。

		専門性と経験						
		性別	企業経営	事業開発 M&A	財務・会計	CSV ESG	人材開発	コンプライアンス リスク管理
取締役	浦上 壮平 代表取締役会長 兼社長	男性	○	○			○	
	佐藤 英朗 取締役	男性	○		○			○
	荒井 直 取締役	男性	○			○		○
	赤浦 徹 社外取締役	男性	○	○				
	宮沢 奈央 社外取締役	女性						○
	仲井 一彦 社外取締役	男性			○			
監査役	徐 進 常勤社外監査役	女性				○		○
	畑中 裕 社外監査役	男性	○	○			○	
	山下 登 社外監査役	男性					○	○

※本表は各取締役・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール



交通 JR秋葉原駅 電気街口より徒歩1分

東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番、3番出口)	徒歩3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口)	徒歩4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A3出口)	徒歩3分

※本総会のための駐車場の用意はしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。